

情報選定専門委員会の設置について

平成 17 年 6 月 30 日 決定
平成 26 年 5 月 28 日 改正
東京都食品安全情報評価委員会委員長

(情報選定専門委員会の設置)

第 1 食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）において食品等の安全性情報を効率的に分析及び評価することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則（平成 16 年東京都規則第 79 号）（以下「規則」という。）第 6 条に基づき、情報選定専門委員会を設置する。

(構成)

第 2 情報選定専門委員会は、委員長、副委員長及び委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

(情報の選定及び報告)

第 3 情報選定専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報及び東京都が都民へ速やかに提供すべき情報を選定し、その結果を情報評価委員会の委員に周知するとともに、直近の情報評価委員会で報告する。

2 情報選定専門委員会の開催については、委員長が決定する。

3 情報選定専門委員会において情報を選定する際に取り扱った食品等の安全性に関する資料は、情報評価委員会に報告する。

(会議等の公開)

第 4 会議及び会議資料の公開は、他の専門委員会の例による。